

# 公共施設等総合管理計画

平成29年3月

山形県最上郡最上町

## はじめに

地方自治体をとりまく状況は厳しさを増し、急激な少子高齢化の進展と人口減少が取り沙汰されており、本町においても避けて通ることのできない大きな課題となっております。また一方では、住民ニーズが多様化し、求められる行政サービスは増加傾向にあるとも言われております。

本町でも突きつけられている課題に変わりはなく、厳しい財政状況が今後も予想されるものの、行政サービスの維持向上を図り、経費の縮減と必要財源の確保により、持続的に発展し輝き続けていかなければなりません。

町が保有する公共施設は、行政サービスの向上に資するべく適時的確に設置された施設ですが、その総量は膨大なものとなっております。

又、昭和50年（1975年）以降に整備された多くの施設が、近年更新・大規模改修の時期を迎えることとなり、多額の財政需要が予想されることから、その財源の確保が懸念されております。

今後、公共施設のあり方として、多様化する町民ニーズに対応するための施設機能と利用形態の変化への対応や、維持管理の効率化による費用の縮減、売却・有効活用による歳入確保など、これらを統括運用していく仕組みづくりが求められていると受け止めております。

こうした背景から、「最上町行財政改革プラン」の中に「公共施設等総合管理計画」の策定を明記し、社会環境の変化や最上町の地域特性に応じた適切な行政サービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、保有する公共施設を総合的に把握し、最上町における総合的な管理運用を実施していくことといたしました。

ここに、公共施設の最適な維持管理や活用を行い、公共施設等に求められる安全・機能を今後も確保した上で、財政負担の縮減を考慮しつつ、多様な町民ニーズに対応した行政サービスと財源の確保を目指すことを目的とし、本計画を策定いたします。

平成29年 3月

最上町長 高橋重美

## 第1章 町の概要

1 位置・面積	4
2 産業	6
3 人口	7
4 財政状況	9

## 第2章 公共施設等の現状と将来見通し

1 対象施設について	12
2 施設の現状	15
3 将来の更新費用の見通し	20

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1 公共施設等総合管理計画の目的	31
2 計画期間	31
3 取組体制	31
4 公共施設における現状と課題	32
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	32
6 財源の確保	35
7 計画実施の為に行う継続作業	35

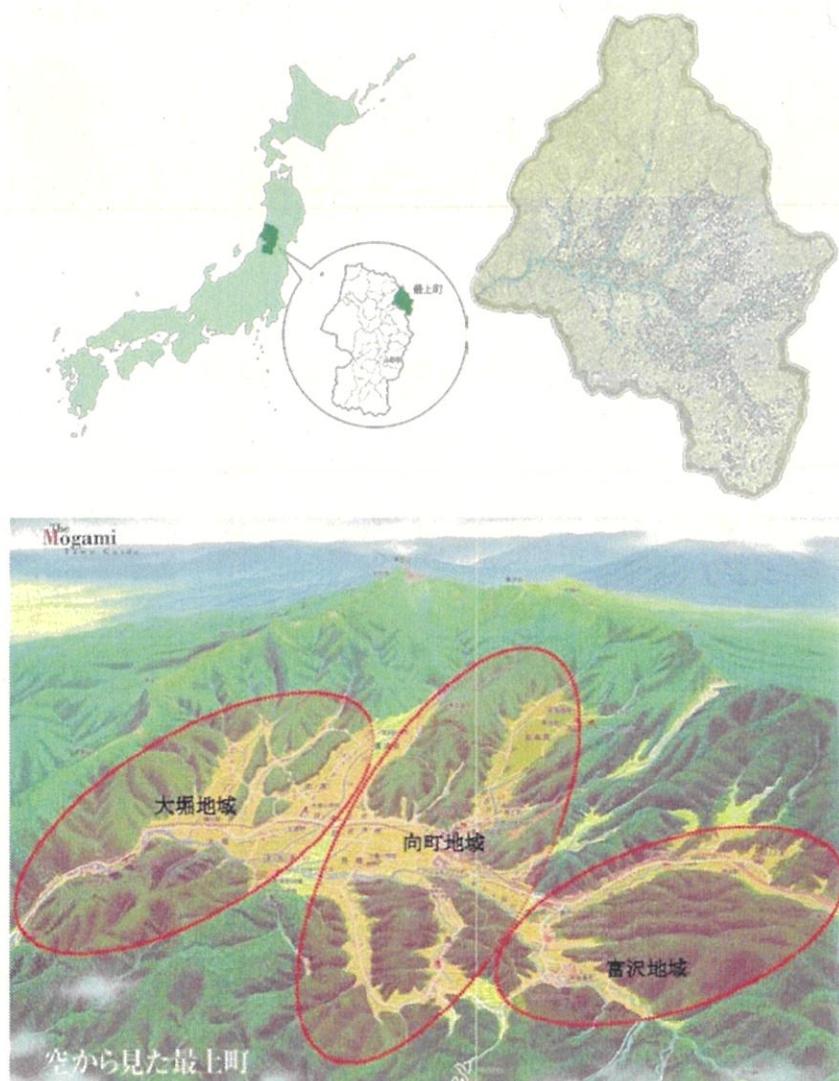
## 第1章 町の概要

## 1 位置・面積

### (1) 位置・地勢

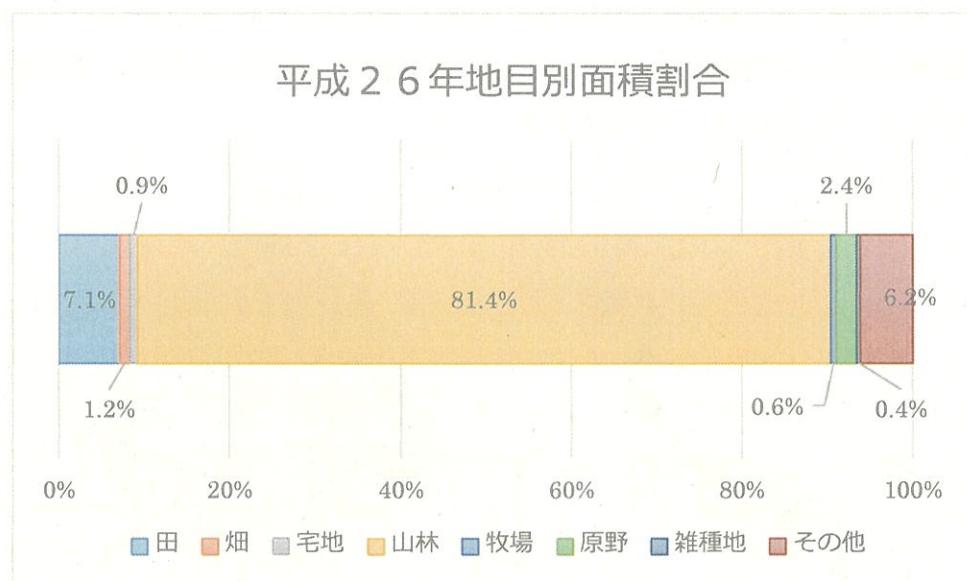
最上町は山形県の北東部に位置し、北部は秋田県湯沢市、東部は宮城県大崎市等4市2町と隣接する県境の町です。南北28km・東西24km、総面積は330.27km<sup>2</sup>であります、中央部には小国盆地が開けているものの、大部分は四方を奥羽山脈に属する1,000m級の山岳に囲まれた山岳・丘陵地帯で、山林が町土の約80%を占めています。気候的には寒冷多雨で、夏季には東風が吹き抜け、冬季は多雪であり、四方が峰によって遮られています。かつては『小国郷』と呼ばれ、ひとつの「独立圏」を形成してきました。

基幹産業は稻作を中心とした農業で、畜産や園芸作物を組み合わせた複合経営が進められています。また、豊富な温泉資源や高原（牧場）を利用した観光に力を入れており、県内外から多くの観光客を呼んでいます。また町内は行政区として向町地区、富沢地区、大堀地区があり、人口は約9,000人です。



## (2) 土地利用

平成26年における最上町の面積は330.27Km<sup>2</sup>で、内訳は山林81.4%、田7.1%、その他6.2%、原野2.4%となっています。最も多くを占める山林は約80%が国有林、約20%が民有林となっており、最上町におけるバイオマス産業の一助を担っています。

(単位 : Km<sup>2</sup>)

年	田	畠	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
2010年 (平成22年)	23.295	4.143	2.802	266.527	1.880	7.938	1.278	22.404	330.270
2011年 (平成23年)	23.306	4.125	2.803	271.190	1.880	7.920	1.265	17.777	330.270
2012年 (平成24年)	23.302	4.128	2.798	265.373	1.880	7.920	1.282	23.583	330.270
2013年 (平成25年)	23.323	3.913	2.827	265.773	1.825	7.895	1.280	23.430	330.270
2014年 (平成26年)	23.299	3.907	2.837	268.899	1.825	7.793	1.286	20.420	330.270

(資料 : 固定資産概要調書)

## 2 産業

最上町における産業構成は第1次産業が17.8%、第2次産業が36.5%、第3次産業が45.1%となっており、第1次産業の全国平均4.2%に対して17.8%と約4倍の数値となっておることからも、基幹産業が農業であることがわかります。

また、第3次産業の中でも赤倉温泉、大堀温泉、瀬見温泉を利用したサービス業に力を入れており、これら三つの温泉地区にはそれに伴う産業が発展しています。

しかし、1995年からの推移をみると、上記のように推移はしているものの、人口減少や少子高齢化の影響に伴い、全体総数として減少傾向にあります。

産業大分類別就業者数（15歳以上）（単位：人）

	1995年	2000年	2005年	2010年
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総数	6157	5664	5318	4873
農業	1043	718	843	835
林業	84	56	30	30
漁業	5	5	3	5
第1次産業計	1132	779	876	870
鉱業	67	52	39	11
建設業	1250	1402	1074	888
製造業	1331	1047	998	884
第2次産業計	2648	2501	2111	1783
電気・ガス・水道業	20	8	5	3
情報通信業	145	133	6	11
運輸・郵便業			99	96
卸売・小売業	723	723	586	543
金融・保険業	62	55	47	42
不動産業	5	1	3	8
サービス業	1247	1295	850	677
教育・学習支援業			110	116
医療・福祉			463	537
公務	170	169	162	165
第3次産業計	2372	2384	2331	2198
分類不能	5	-	-	22

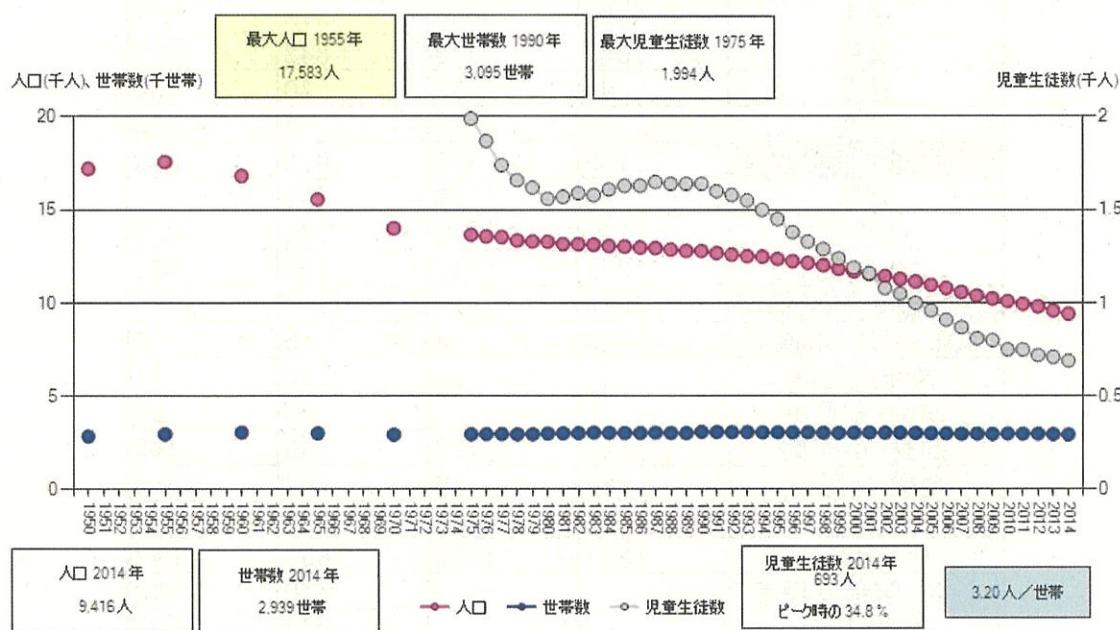
(資料：国勢調査)

### 3 人口

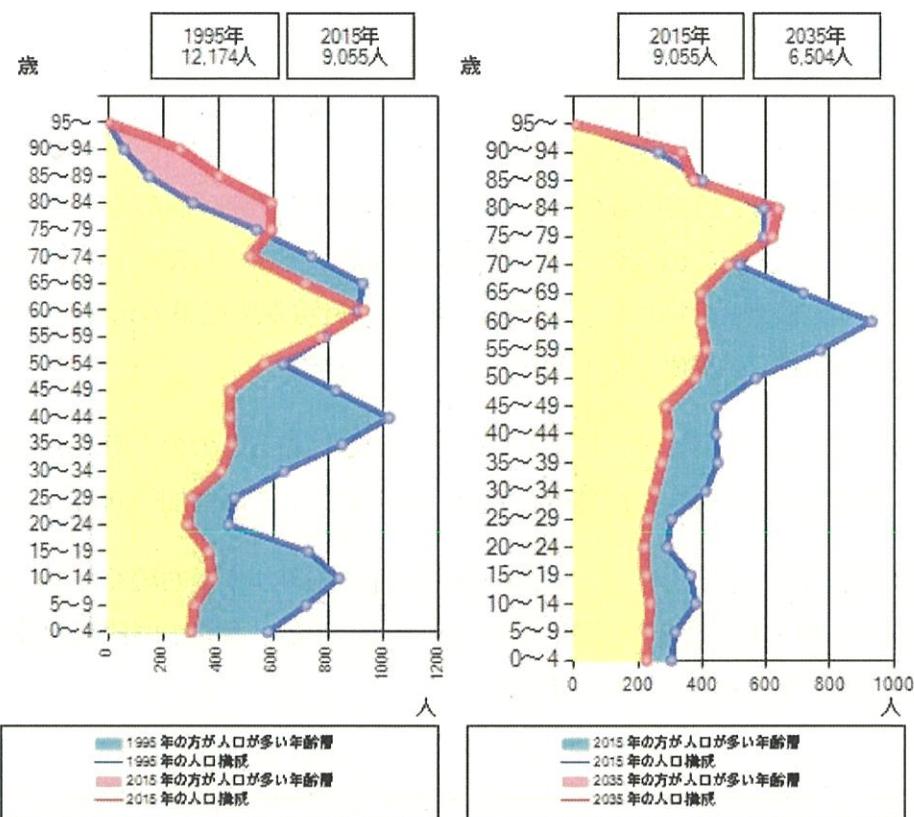
本町の人口は、昭和30年の国勢調査において17,583人で、その後は減少傾向にあり、平成27年3月31日現在では、9,416人まで減少しています。世帯数も減少傾向にあり、平成27年3月31日現在では2,939世帯となっています。また、児童数は昭和50年からの集計となり、60年代にかけて一時増加しましたが、平成に入り再び減少しています。

年齢3区分別の20年毎の人口構成比率は、平成7年と平成27年の比較では、高齢者人口比率は11.7%の増、生産人口比率は5.1%の減、年少人口比率は6.6%の減となっています。平成27年11月に策定した最上町人口ビジョンを基に平成27年と平成47年を比較すると、高齢者人口比率は9.7%の増、生産人口比率は9.4%の減、年少人口比率は0.3%の減となることが予想されます。

最上町の人口及び世帯数の推移



年齢5歳階級別人口推移グラフ



年代別人口構成比

	1995年 12,174人	2015年 9,055人	-25.6%
高齢者人口 (65才~)	22.4%	34.1%	11.7%
生産人口 (15~64才)	60.0%	54.9%	-5.1%
年少人口 (0~14才)	17.6%	11.0%	-6.6%

	2015年 9,055人	2035年 6,504人	-28.2%
高齢者人口 (65才~)	34.1%	43.8%	9.7%
生産人口 (15~64才)	54.9%	45.5%	-9.4%
年少人口 (0~14才)	11.0%	10.7%	-0.3%

## 4 財政状況

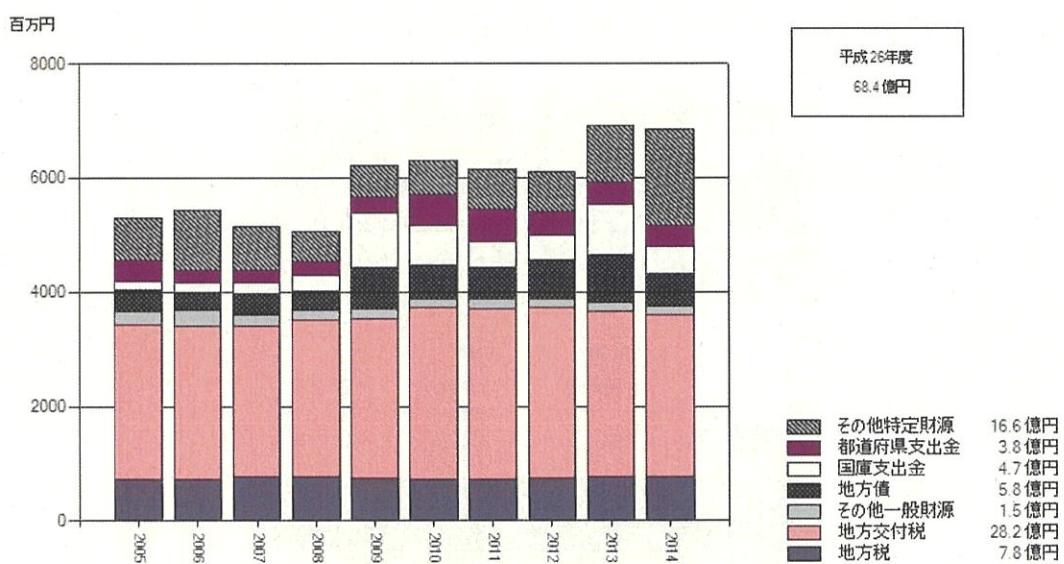
### (1) 財政の現状と今後の見通し

本町の財政状況は、自主財源の根幹である地方税収入が伸び悩んでいる中で、人件費の削減を図るとともに、公債費についても抑制を図ってきました。しかしその一方で、各特別会計への繰出金の増加（補助費等に含む）や社会保障施策の充実に伴う扶助費の増加などがみられ、依然厳しい財政状況となっています。

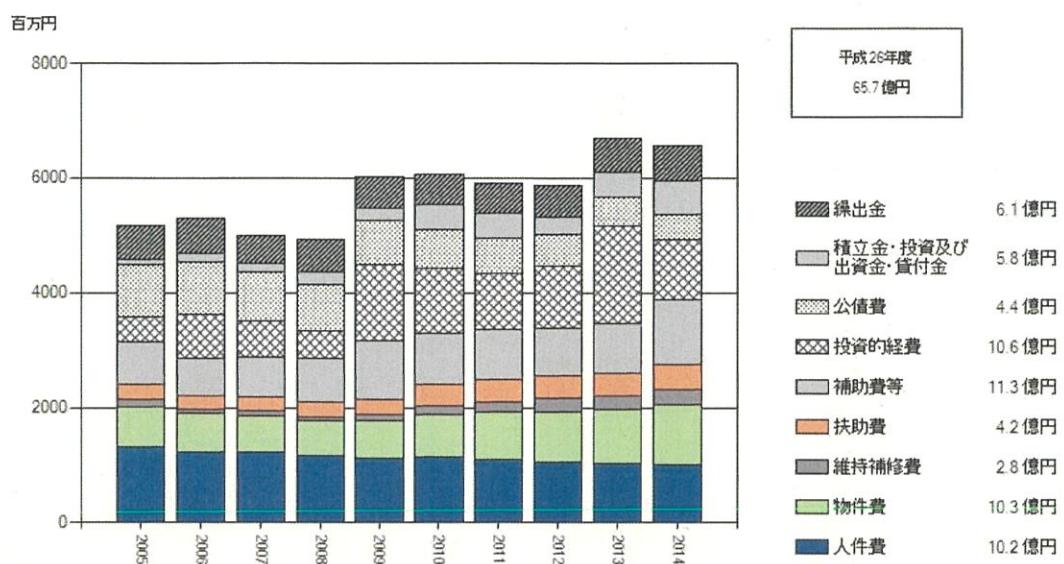
投資的経費については、年度間においてばらつきはあるものの、町内の認定こども園新設や、地域熱供給施設などの整備により、近年においては増加傾向がみられます。

本町財政の見通しについては、地方税収入の伸び悩みが今後も続くと思われることや社会保障関係経費などの伸びが見込まれることなどから、今後の財政運営は引き続き厳しい状態で推移するものと思われます。

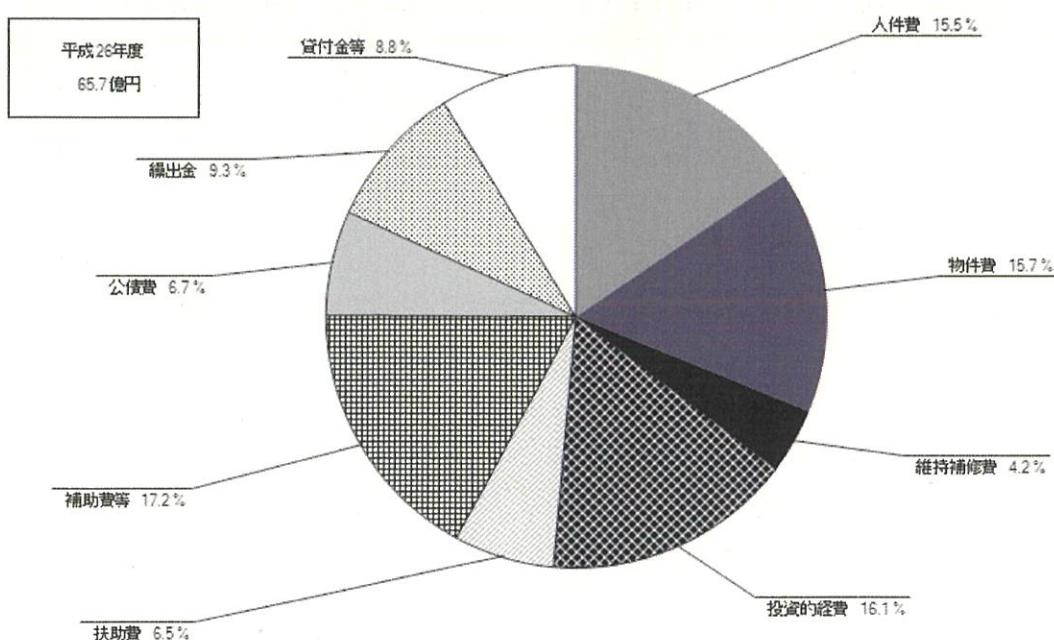
#### 【歳入】



## 【歳出】



## 【歳出の性質別内訳】



第2章 公共施設等の現状と将来の見通し

## 1 対象施設について

本管理計画では町が所有するすべての施設を対象とし、建物系公共施設（ハコモノ）、土木系公共施設（インフラ）、特別会計施設の3つに分類し整理します。

さらに建物系公共施設（ハコモノ）は機能別に行政系施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、学校教育系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、公営住宅、供給処理施設、その他の、11種類に分類し、土木系公共施設は、道路（橋梁含む）、特別会計施設は、上水道施設、下水道施設、病院関連施設に分類し整理します。

よって、以下を対象施設とします。（平成26年度末現在の状況より）

【施設分類と主要施設】

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	行政系施設	庁舎等	役場庁舎、車庫、倉庫
		消防施設	消防自動車車庫
		その他	除雪センター
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	ふれあいの里介護施設 ふれあいの里ゲートボールセンター
			高齢者総合福祉センター 高齢者生活福祉センター
		保健施設	健康センター
		子育て支援施設	あたごこども園 子育て支援センター
			あかくら幼稚園、みつわ幼稚園
		保育所	富沢保育所、大堀保育所

## 【施設分類と主要施設】

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	学校教育系施設	学校	赤倉小学校、富沢小学校 向町小学校、月楯小学校 東法田小学校、大堀小学校 最上中学校
		その他	給食センター 教員住宅
	町民文化系施設	集会施設	中央公民館及び向町地区公民館 大堀地区公民館及び白川端分館 富沢地区公民館及び富沢分館 お湯トピアもがみ及び赤倉分館 集落公民館分館 セミナーハウス みんなの家
	社会教育系施設	博物館系	封人の家及び資料展示室 地域間交流施設（冒険学校） 文化財収蔵庫
	スポーツ・レクリエーション系施設	観光施設	前森高原交流施設 赤倉温泉スキー場施設
		スポーツ施設	最上西公園施設
		保養施設	簡易宿泊施設（りんどう） 最上町マンスリーマンション（せんしん館）
	産業系施設	産業系施設	産業振興センター 交流促進課倉庫 水上倉庫 いきいきハウス 前森牧場乾草施設

## 【施設分類と主要施設】

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系 公共施設	公営住宅	公営住宅	集合住宅2棟、戸建て住宅61戸
		特定住宅	戸建て10戸
土木系 公共施設	供給処理施設	供給処理施設	バイオマスチップボイラ施設
	その他	その他	公衆トイレ
特別会計 施設	道路	道路	総延長 132,027m (歩道含)
	橋りょう	橋りょう	67か所
特別会計 施設	上水道施設	上水道施設	広域水道施設 簡易水道施設
	下水道施設	下水道施設	下水道処理施設 農業集落排水処理施設
	病院施設	病院施設	最上病院 老人保健施設やすらぎ グループホームやすらぎの家 医師住宅

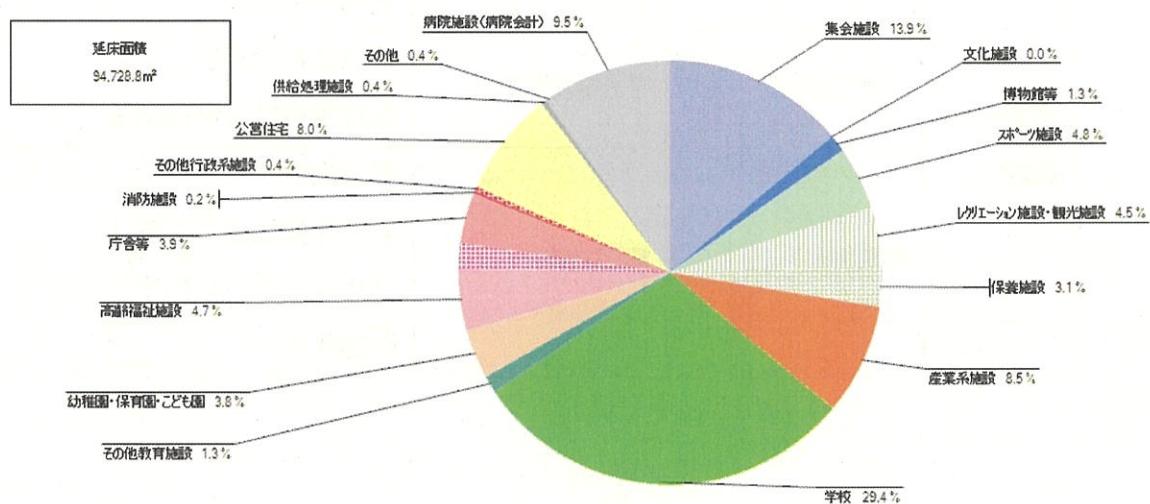
## 2 施設の現状

### (1) 建築物系公共施設

#### ① 施設分類別延床面積

町で所有する施設のうち、学校施設の延床面積が最も広く、全体の29.4%を占めています。続いて集会施設13.9%、病院施設9.5%、公営住宅8.0%と続きます。この4類型だけで全体の約60%を占めています。

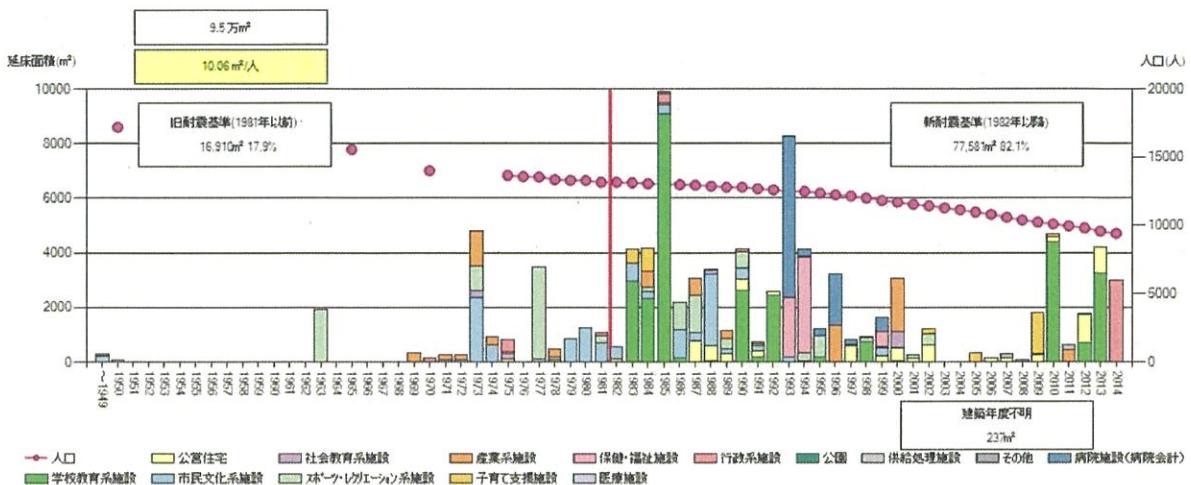
【施設類型別延床面積】



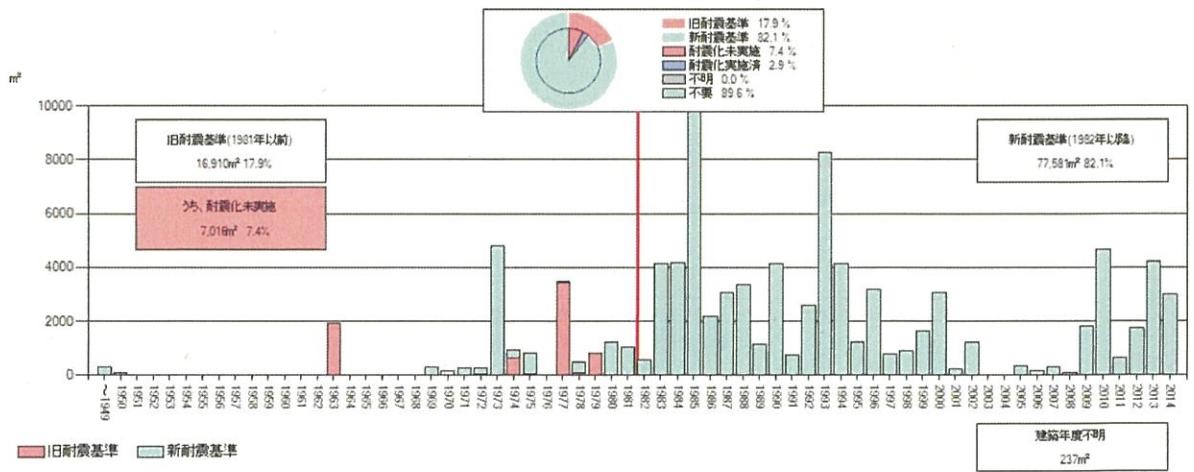
#### ② 築年度別延床面積

本町が所有する公共施設の総延床面積は9.5万m<sup>2</sup>となっています。面積割合の大きい学校施設を設置した年度に、整備面積が集中する傾向にあります。(昭和58年富沢小学校、昭和59年赤倉小学校、昭和60年最上中学校) 尚、大規模改修を行った向町小学校(平成22年)、大堀小学校(平成24年・平成25年)、役場庁舎(平成26年)については、大規模改修を行った年を新築としています。又、ウエルネスプラザを整備した平成5年・平成6年も、整備面積が大きくなっています。

## 【年度別施設整備延床面積】



新耐震基準が導入された昭和56年（1981年）5月31日以前に建築された施設の延床面積は16,910m<sup>2</sup>であり、全体の17.9%になります。内、耐震改修促進法における耐震化未実施の施設は、公民館施設の内、松根・万騎の原・赤沢・源佐原・沢原・東法田・下白川・清水町の8分館と、大堀・富沢の地区公民館2施設となっており、その他、せんしん館、新田消防ポンプ庫の2施設、合計14施設・延床面積7,016m<sup>2</sup>で、全体の7.4%となっています。



※建築年度不明は旧十日町公民館及び旧最上ゴルフ場

耐震改修促進法における規制対象一覧

※義務付け対象は旧耐震建築物

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。 階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ1,500m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ750m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ1,500m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上 (敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左と同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

## (2) 土木系公共施設

## ① 道路

町道、農道の路線数、延長距離は次の通りです。

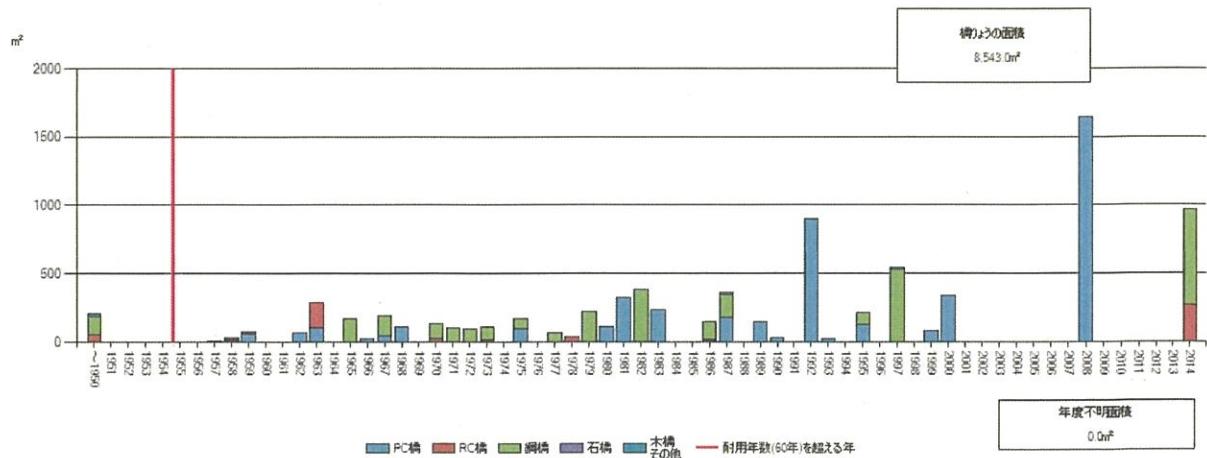
## 【道路延長距離】

	町道	農道
路線数	171路線	2路線
規格改良済延長	86,657.7m	1,148.0m
未改良延長	40,613.4m	3,607.6m
総延長	127,271.1m	4,755.6m

## ② 橋梁

橋梁の数、延長距離は次の通りです。

	町道
橋梁数	67か所
橋梁延長	1,504.6m



## (3) 企業会計施設

## ① 上水道

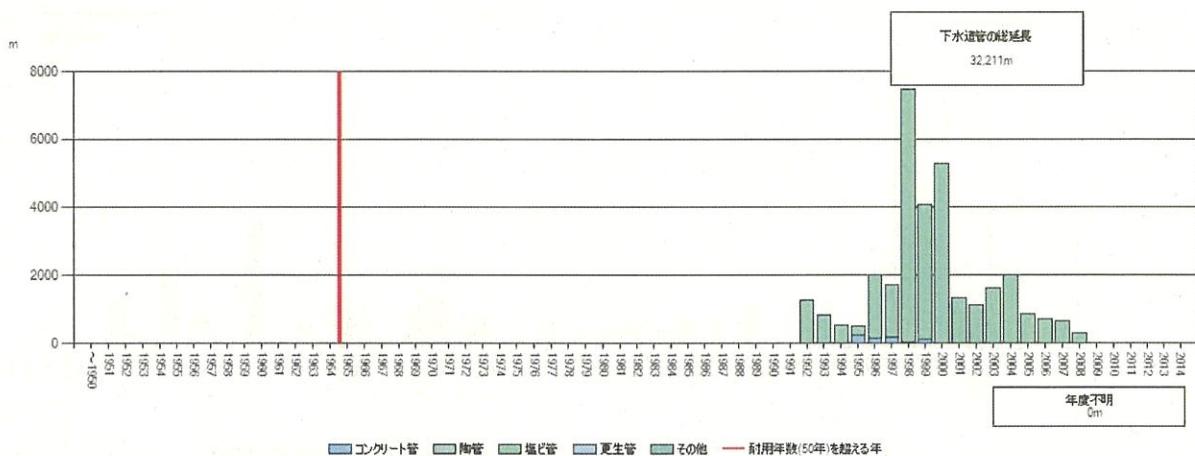
広域水道・簡易水道の管路延長は次の通りです

管種	延長
ダクタイル鋳鉄管	47,280m
硬質塩化ビニル管	46,742m
ポリエチレン管	2,782m
石綿セメント管	3,804m
総延長	100,608m

## ② 下水道

下水道・農業集落排水の管路延長は次の通りです

管種	延長
硬質塩化ビニル管	31,521m
ヒューム管	690m
総延長	32,211m



### 3 将来の更新費用の見通し

総務省提供の公共施設等更新費用試算ソフトを使用し、今後40年間の更新費用を算出しています。なお、更新費用算出については、各施設の建物、公園、道路、橋梁、上下水道管渠を対象とし、売却可能資産は更新見込がないものとして、更新費用算出の対象とはしていません。

#### (1) 建物系公共施設の更新費用

##### ① 前提条件

###### i 更新費用

更新費用の算出方法施設等の延床面積をもとに、次の単位面積当たり更新費用を乗じて算出しています。

##### 【建替単価】

町民文化系、社会教育系、行政系等施設	400千円／m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系等施設	360千円／m <sup>2</sup>
学校教育系、子育て支援施設等	330千円／m <sup>2</sup>
公営住宅	280千円／m <sup>2</sup>

##### 【大規模改修単価】

町民文化系、社会教育系、行政系等施設	250千円／m <sup>2</sup>
スポーツ・レクリエーション系等施設	200千円／m <sup>2</sup>
学校教育系、子育て支援施設等	170千円／m <sup>2</sup>
公営住宅	170千円／m <sup>2</sup>

## ii 建替

建替は建築後60年経過後に実施するものとし、既存と同様の延床面積を再建築することを想定しています。また、建替期間を3年とし、3年間均等に費用を見積もっています。ただし、試算時点において更新時期が到来している場合は、試算時点より10年間均等に費用が発生するものとして試算しています。

## iii 大規模改修

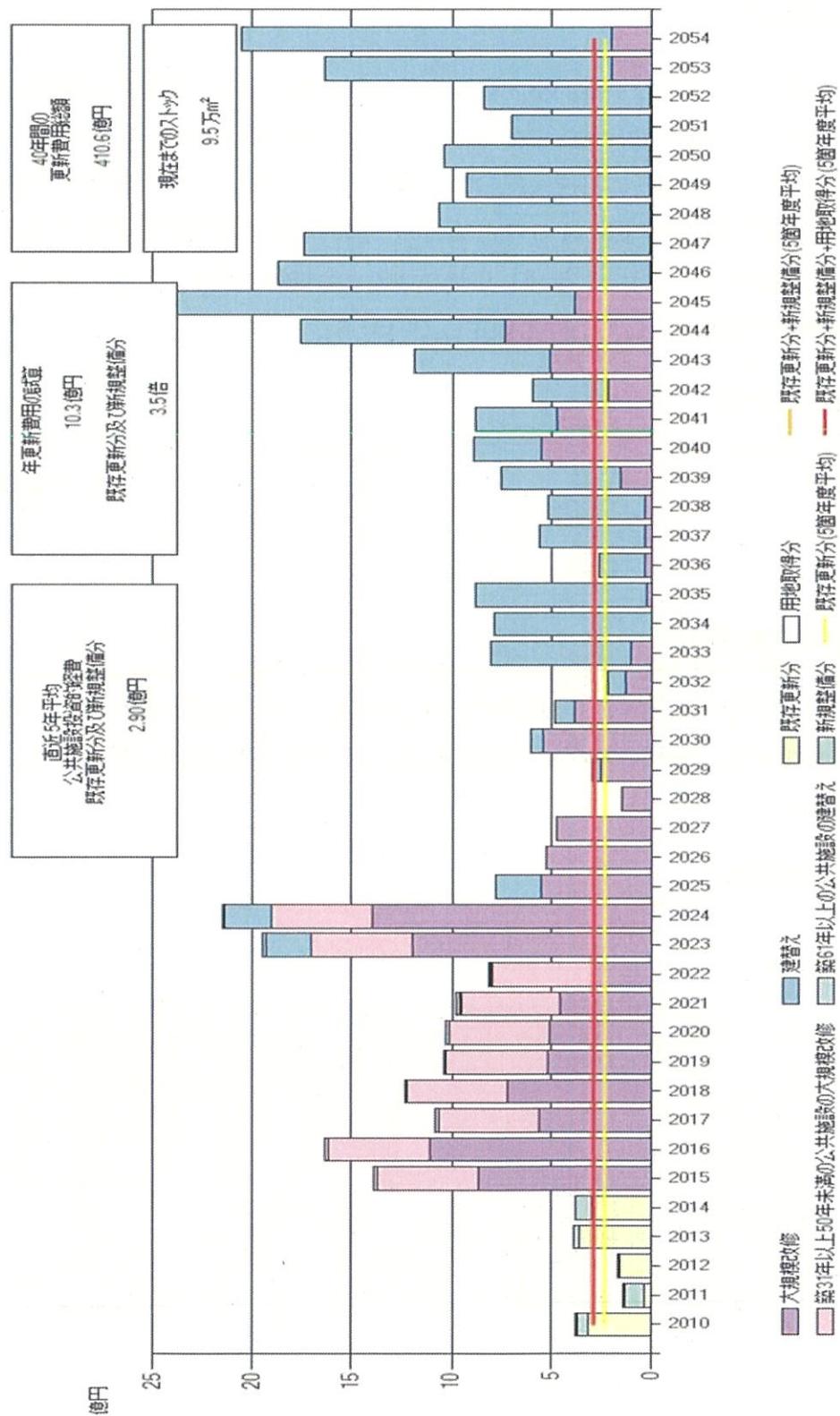
大規模修繕は建築後30年経過後に実施するものとし、更新単価は建替の約6割の金額を想定しています。また、大規模修繕期間を2年とし、2年間均等に費用を見積もっています。ただし、試算時点において修繕時期が到来している場合は、試算時点より10年間均等に費用が発生するものとして試算しています。

### ② 建物系公共施設の更新費用

町で所有する建物系公共施設を、現状規模のまま保有し、大規模修繕、更新を行った場合、今後40年間で総額410.6億円、単年度平均にすると10.3億円の費用がかかる試算となっています。

面積比率の大きい学校施設及びウェルネスプラザの更新時期に、必要な更新費用も集中する傾向が見られます。

## 【建物系公共施設更新費用】



## (2) 道路の更新費用

### ① 前提条件

道路については、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、次の更新単価を乗じることにより、更新費用を算出しています。更新年数については、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12年～20年であることを踏まえ15年とします。したがって、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年更新していくと仮定しています。

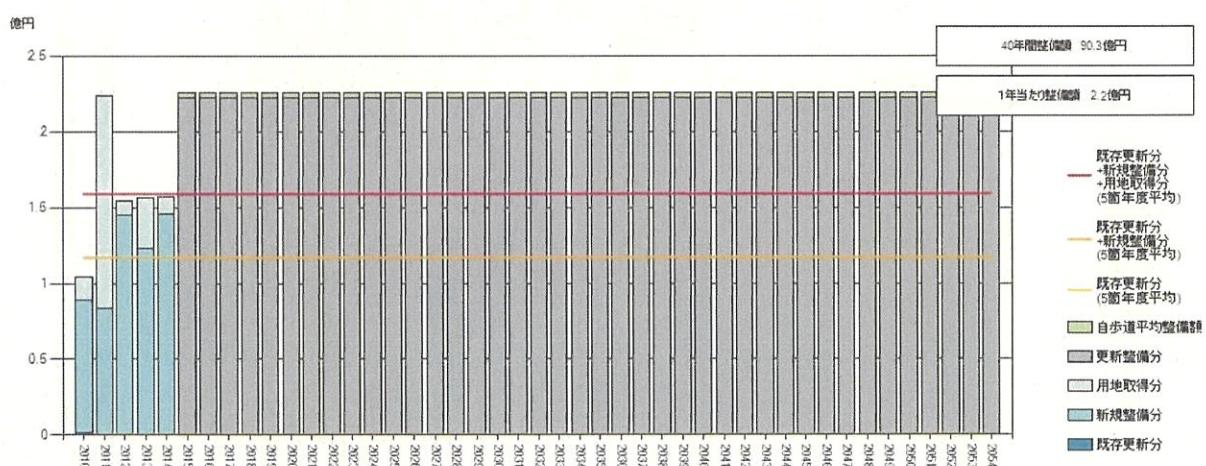
#### 【道路更新単価】

一般道路	4,700円／m <sup>2</sup>
------	-----------------------

### ② 道路の更新費用

町で所有する道路を、現状規模のまま保有し、更新を行った場合、今後40年間で総額90.3億円、単年度平均にすると2.2億円の費用がかかる試算となっています。

#### 【道路更新費用】



### (3) 橋梁の更新費用

#### ① 前提条件

橋梁については、更新年数経過後に更新すると仮定し、道路橋の工事実績（道路橋年報）より、次の更新単価を乗じることにより、更新費用を算出しています。更新年数については、建築後60年経過後に更新するものとし、既存と同様の面積を再建築することを想定しています。

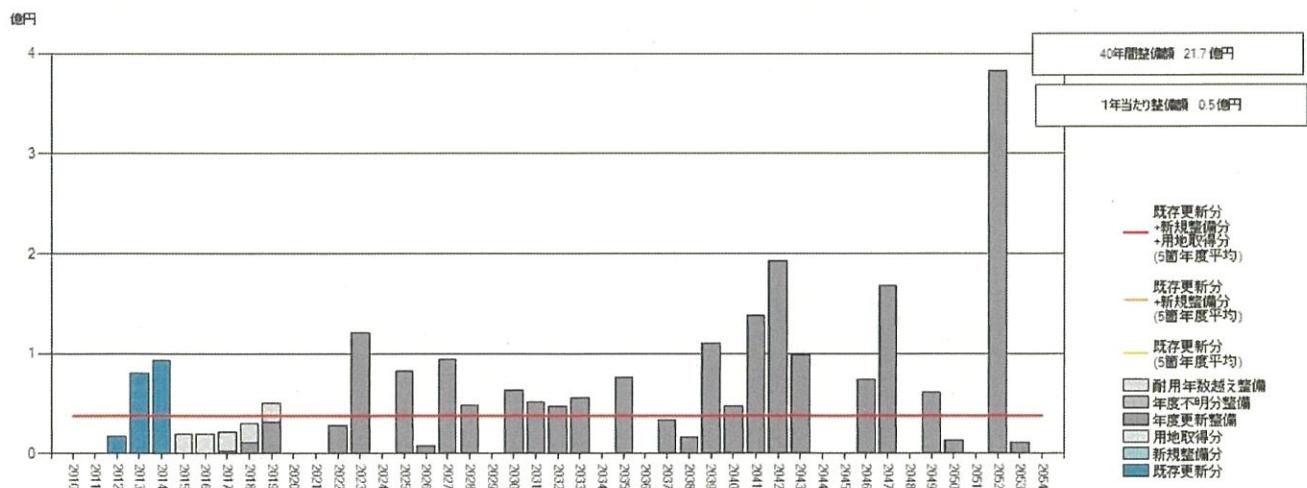
#### 【橋梁更新単価】

橋梁	448,000円／m <sup>2</sup>
----	-------------------------

#### ② 橋梁の更新費用

町で所有する橋梁を、現状規模のまま保有し、更新を行った場合、今後40年間で総額21.7億円、単年度平均にすると0.5億円の費用がかかる試算となっています。

#### 【橋梁更新費用】



#### (4) 上水道の更新費用

##### ① 前提条件

上水道管渠については、管種管径別総延長を更新年数で割った延長を1年間の更新量と仮定し、次の更新単価を乗じることにより、更新費用を算出しています。更新年数については、整備後40年経過後に更新するものとし、既存と同様の延長を布設替えすることを想定しています。

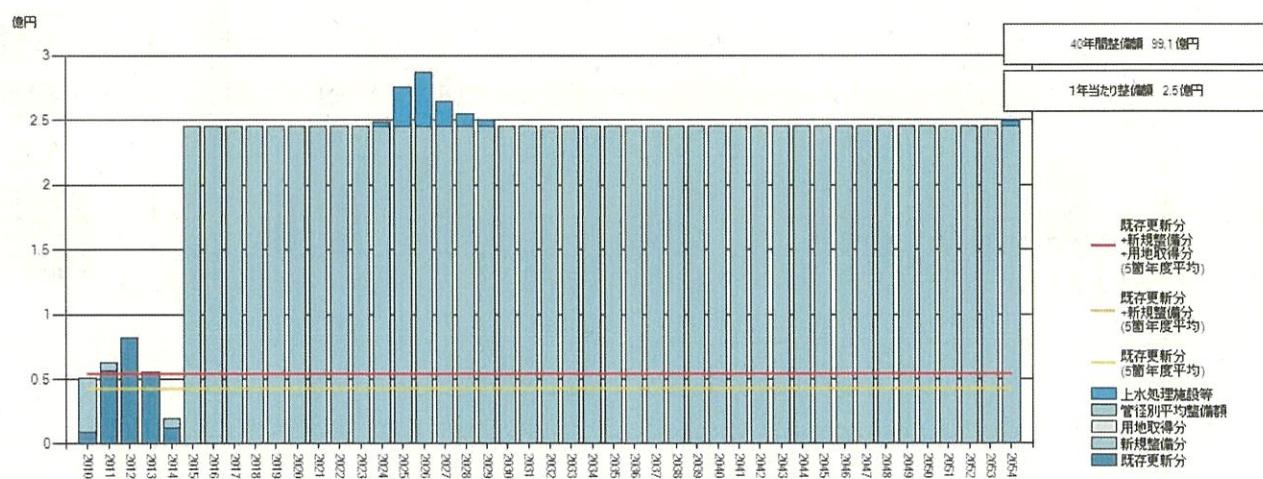
##### 【上水道更新単価】

導水管 及び 送水管	～300mm未満	100千円／m
配水管	～150mm以下	97千円／m

##### ② 上水道の更新費用

町で所有する上水道を、現状規模のまま保有し、更新を行った場合、今後40年間で総額99.1億円、単年度平均にすると2.5億円の費用がかかる試算となっています。

##### 【上水道更新費用】



## (5) 下水道の更新費用

## ① 前提条件

下水道については、総延長を更新年数で割った延長長さを1年間の更新量と仮定し、次の更新単価を乗じることにより、更新費用を算出しています。更新年数については、整備後50年経過後に更新するものとし、既存と同様の延長を更生工法により管の更生をすることを想定しています。

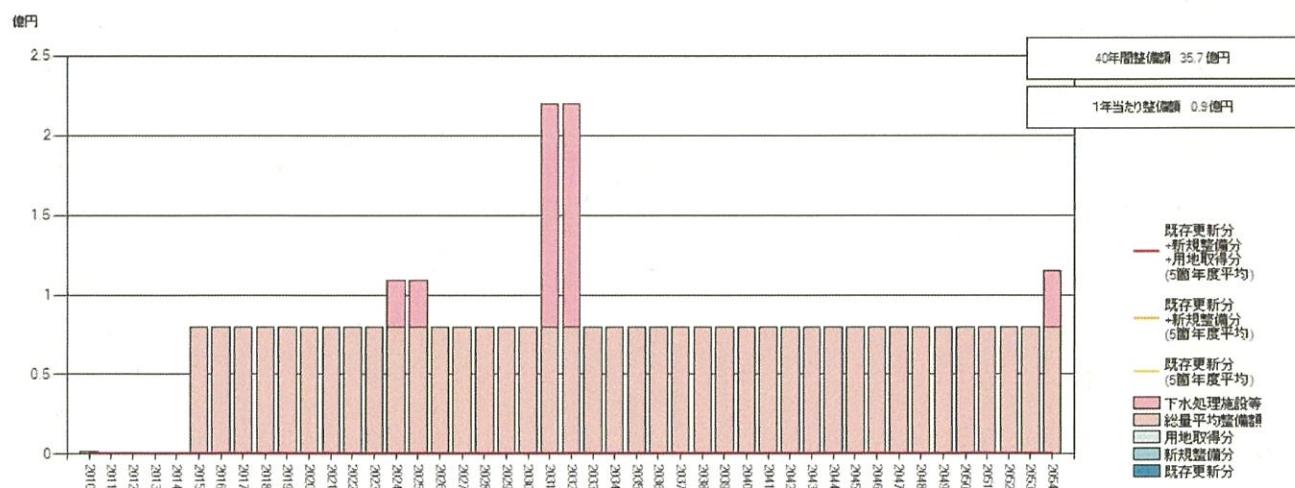
## 【下水道更新単価】

更新単価	124,000円/m
------	------------

## ② 下水道の更新費用

町で所有する下水道を、現状規模のまま保有し、更新を行った場合、今後40年間で総額35.7億円、単年度平均にすると0.9億円の費用がかかる試算となっています。

## 【下水道更新費用】

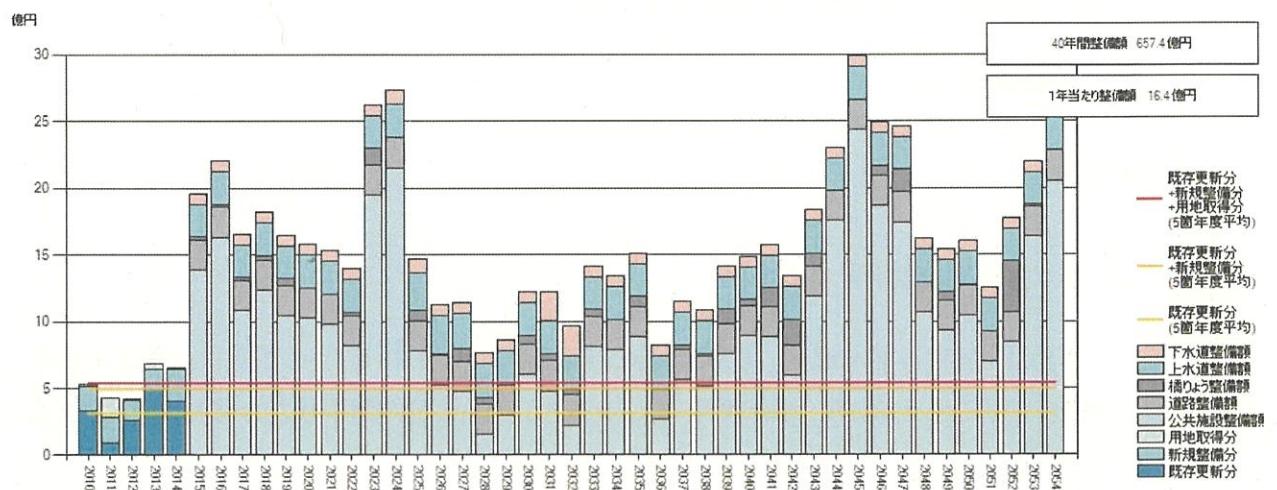


## (6) 公共施設全体の更新費用

## ① 公共施設全体の更新費用

今後40年間、現在と同様の公共施設を保有し続けた場合の更新費用を試算したところ、40年間で657.4億円、1年当たり16.4億円と算出されました。

## 【公共施設全体の更新費用】



## ②直近の修繕更新実績額と今後の更新費用試算額との比較

平成22年度から平成26年度にかけた投資的経費の単年度平均額と、今後40年間の更新費用の単年度平均額とを比較してみると、今後は従来の2.83倍の更新費用が必要となる結果となっています。

【更新費用実績額試算額比較】

区分	直近5年実績額	今後の更新費用試算額		比率 B/A
	単年度平均A	40年累計	単年度平均B	
公共施設	2.9億円	410.6億円	10.3億円	355%
道路	1.6億円	90.3億円	2.2億円	138%
橋 梁	0.4億円	21.7億円	0.5億円	125%
上水道	0.5億円	99.1億円	2.5億円	500%
下水道	0.01億円	35.7億円	0.9億円	—
合 計	5.41億円	657.4億円	16.4億円	303%

### ③ 人口当たり更新費用

町民一人あたりの更新費用を見てみると、直近5年間平均から算定した場合では、5.7万円/人でしたが、平成47年（2035年）には、36.7万円/人となり、現在の約6.4倍の負担となる計算となります。

#### 【人口一人当たり更新費用】

年度	公共施設全体の 年間更新費用	人口推計	1人あたり 単年度 更新費用
直近5年間 平均	5.41億円	9,416人	5.7万円/人
平成27年 (2015年)	16.4億円	9,055人	18.1万円/人
平成32年 (2020年)	16.4億円	8,296人	19.8万円/人
平成37年 (2025年)	16.4億円	7,619人	21.5万円/人
平成42年 (2030年)	16.4億円	7,045人	23.3万円/人
平成47年 (2035年)	16.4億円	6,504人	25.2万円/人
平成67年 (2055年)	16.4億円	4,463人	36.7万円/人

※人口推計は「最上町人口ビジョン（平成27年10月）」の最上町独自推計に基づいています。

### 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

## 1：公共施設等管理計画策定の背景と目的

本町では、急速な人口減少や少子高齢化により、厳しい財政状況が続く中、公共施設の老朽化に係る経費は大きな負担となっております。既存の公共施設等の利用状況も含め町全体の施設状況を把握し、長期的な視点で、更新・統合・長寿命化対策が大きな課題となっております。

国は、平成25年11月には「インフラ長寿命化基本計画」を決定し、インフラ整備に係る行動計画を策定するとともに、平成26年4月22日に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」の総務大臣通知により、今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が大きく変化していくことを踏まえ、全庁的な公共施設の管理について計画を策定することを地方公共団体に要請しました。

これを受け、町では所有する公共施設等の現状と課題を整理し、将来のあり方に対する基本方針を定め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、公共施設等に求められる安全・機能を今後も確保した上で、財政負担の縮減による多様な町民ニーズに対応した行政サービスの財源の確保を目指すことを目的とし「最上町公共施設等総合管理計画」を策定いたします。

## 2：計画期間

本計画は、中長期的な視点から策定する必要があることから、次の通りの期間とします。

- 将来推計・・・・平成27年度から平成67年度までの40年間
- 計画期間・・・・平成29年度から平成39年度までの10年間

## 3：取組体制

現在は、各担当課において所管施設ごとに管理されており、各施設・資産等を町全体で総合的に把握する体制となっておりませんでした。そのため本計画では、町所有の施設全体を総合的に管理し、より効率的に維持管理するため、各課連携により全庁的な取組体制を構築します。

#### 4：公共施設における現状と課題

これまで記述してきたとおり、現在、本町が所有している公共施設の比較的大きな施設については、昭和50年から平成10年にかけて建築されています。これらの施設を現状のまま維持・更新し続けていく場合、更新費用は非常に多額のものとなります。

また、今後の人ロ減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少により、今後ますます財源の確保が厳しいものになることが予想されます。全ての公共施設を現状のまま更新していくことは、非常に困難となります。人口減少や施設の利用状況を視野に入れ、真に町民が必要とする施設と行政として必要不可欠な施設については、持続可能で健全な維持管理を行っていきます。住民の満足度や安全性の公共施設提供サービスの質を保ちつつ、町民の将来負担をできる限り減少させる方法を検討していきます。

#### 5：公共施設等の管理に関する基本的な考え方

現在の公共施設等の状況を正確に把握し、公共施設の質を保ちながら、将来も安定的に提供していくために、公共施設の数及び質の点検を行います。

施設等の経年劣化、利用状況、必要経費及び今後の人口変動、町民のニーズの変化などを総合的に考慮し、統廃合等による公共施設の総数の削減を図るとともに、既存施設の有効活用を図っていきます。

既存施設の長寿命化に向けた修繕に取り組み、将来の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取り組みを進めます。これまでの「壊れたから直す」「古くなったから建替える」の対処療法的な考え方から脱却し、これからの時代に即した、住民満足度の高い公共サービスを目指し、随時、点検見直しを進めます。

##### （1）点検・診断等の実施方針

###### ①公共施設について

公共施設については、経年による劣化状況、外的負荷（天候・利用）による機能の低下及び管理状況を把握するため、評価を行い、保全の優先度を判断していきます。定期的な点検・診断により各施設の状態を正確に把握していきます。

## ②インフラ資産について

維持管理費の節減のため、インフラ資産の長寿命化にも取り組みます。インフラの状態の把握については、関係省庁のマニュアルにより、定期的な点検と対応を行います。点検・診断の結果に基づき、最善の対策を適切な時期に講じていきます。

### （2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

#### ①公共施設について

各施設の整備内容ごとの計画保全の期間を経過した既存施設は、安全性を確保するため、支障をきたさないよう必要な応急保全を行っていきます。実施にあたっては各施設の評価結果を基に優先度をつけて実施していきます。更新する場合については、施設の効率化の観点も鑑み、単独更新以外の統合や複合化も含めて充分な検討を行います。また、耐用年数を経過した建物は、必要な調査・研究等を進め改築するのか、全面的改修をしてさらに長寿命化を目指すのか、または統廃合等を進めるのか、抜本的な検討を進めます。

#### ②インフラ資産について

長期的な維持管理・更新等に係るコスト縮減のため、そして、予算を平準化していくため、インフラの長寿命化を図ります。そのためには、大規模な修繕や更新、そして、その時期の集中を出来る限り避けることが重要です。施設の性質・安全性や経済性を鑑み、早期の予防修繕を実施します。維持管理コストは、管理や構造・技術等によって大きく変化するため、利用条件や環境等の各施設の状況を考慮し、優先順位をつけて対策を講じます。また、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施できるものにしています。

### (3) 安全確保の実施方針

#### ①公共施設について

施設の点検、診断等により高度の危険性が認められた施設については、早期に安全を確保する対策を講じていきます。また、老朽化等により大規模修繕等を行わなければ利用者の安全が確保できない施設は、今後の施設方針によって対処していきます。

#### ②インフラ資産について

インフラ資産の機能を継続的に発揮し続けるためには、経年劣化の他に地震等の災害などの外力にも耐える必要があります。また、災害や事故に対する安全性についても向上を目指します。

### (4) 耐震化の実施方針

耐震基準を満たしていない施設については、優先順位と計画性を持って耐震診断を行った上で、耐震基準に沿って耐震補強工事を完了してきています。

### (5) 長寿命化の実施方針

老朽化した施設は、今後も施設の修繕を行いながら安全性を確保し、計画的な保全管理・予防管理を行い、施設を長く大事に使用しながら「長寿命化」に取り組んで行きます。また、長寿命化には財政負担を伴うことから、全施設の状況を調査し優先順位を付け、計画性を持って取り組みます。

#### (6) 統合や廃止の推進方針

将来の人口減少や施設の利用状況を考慮し、公共施設数の適正化を推進します。公共施設の利用状況や利用用途、維持管理コスト等を勘定して、統廃合・再配置・他用途への転換・多機能・複合化を推進します。利用率が低い施設については、運営改善に取り組み、改善が見られない場合は統廃合も含めた検討を行います。

使用予定のない建物については積極的に売払を検討し、最適な施設規模を目指します。公共施設の統廃合や廃止等により、町民の利便性の低下を伴うものについては、十分な合意形成を図りながら実施するものとします。

### 6：財源の確保

将来発生する施設更新時期の集中を回避するために、計画的な予防保全による長寿命化と費用の平準化を図ります。また、財政計画による修繕・更新工事に伴う財源確保について、将来負担の軽減を図るため、可能な限り有利な財源の確保に努めます。

### 7：フォローアップの実施方針

#### (1) 施設情報の情報管理

施設管理の基本方針を推進するために、P（計画）D（実行）C（検証・評価）A（改善）サイクルを活用し、進捗管理や必要に応じて見直しを行い、継続的に取り組んでいきます。

#### (2) 町民、各課との認識の共有化

本計画を実行するため、公共施設を利用し支えている町民と行政が問題意識を共有し、将来の施設の在り方について広く議論していくために、施設に関する情報を積極的に開示していきます。公共施設の配置の検討などについては、町民から意見を求めながら認識の共有化を図っていきます。